平成２１年（フ）第７８号
福島市南向台３丁目５番地の10
破産者　山崎　秀夫
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５３号
福島市北沢又字上稲荷川原１番地の１
破産者　矢作　市郎
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２６０号
福島県二本松市田沢字上沓掛15番地
破産者　菅野　紀子
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第８６８号
埼玉県川口市前川１―13―１　野尻第二ビル304号室、住民票上の住所さいたま市緑区大字大間木1749番地１　402
破産者　竹下　哲郎
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３６号
大阪市旭区新森４―27―23　ヒノキマンション603号、破産開始決定時の住所さいたま市浦和区常盤２丁目１番15号206
破産者　匹田　禎智
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６２６号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間２丁目１番18号
破産者　池上二三雄
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７２７号
埼玉県川口市芝５丁目２番19号　サンライフ富士201
破産者　丹野　麻衣
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８４号
さいたま市西区大字土屋541番地１　指扇駅前プラザ２　306号室、旧住所さいたま市緑区大字見沼5417番地３
破産者　小林　孝至
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１４号
さいたま市見沼区大字風渡野322番地10　デュエット風渡野101
破産者　水戸　　輝
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１９号
東京都目黒区下目黒４丁目３番26号
破産者　島村　節子
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１９号
横浜市青葉区青葉台２丁目30番地５　スカイビュー青葉台101
破産者　大谷　仁史
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７号
山梨県南アルプス市下今諏訪398、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町唐柏737番地１　エクセレントプラザ石和210号
破産者　齋藤　正子
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
長野市鶴賀七瀬691―１シャレードイン長野301、住民票上の住所長野市大字上ヶ屋2471番地2874
破産者　豊原　和幸
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第７５５号
静岡市駿河区丸子7668番地、旧住所静岡県焼津市宗高1277番地の１
破産者　山田　通陽
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１号
静岡県掛川市南２丁目10番５号、旧住所静岡県島田市中溝町2581番地の２
破産者　清水　康芳
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７７２０号
大阪府茨木市大池１丁目14番24号
破産者　八田盛一郎
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９６１号
東京都練馬区貫井２丁目16番19アイビス富士見台206号、開始決定時の住所兵庫県川辺郡猪名川町猪名川台２丁目３番地20
破産者　呉　　昌彦
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９６２号
大阪市淀川区加島３丁目９番26号　ハイム山本402号、開始決定時の住所大阪市淀川区加島４丁目19番15―102号
破産者　呉　　光哲
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部